

熱中症の予防対策は？

問 熱中症を予防するために、本市では、どのように取り組んでいるのか。

答 市保健センターでの取組としては、広報紙やホームページ、リーフレットにより注意喚起するとともに、熱中症にかかりやすい子どもや高齢者に対して保健師がさまざまな機会を捉えて熱中症予防の講話を行うなど、啓発に努めている。特に高齢者には、老人クラブなどを通じて保健師が熱中症予防の話をしたり、介護担当部署のケアマネージャーが訪問時にパンフレットを配布したりして注意を促している。

今後、よりきめ細かな対策として、民生児童委員や見守り推進員が高齢者宅を訪問した際、パンフレットを配布するなど、熱中症予防について注意喚起していただくよう依頼していきたい。

また、環境省では、市民が独自で特定エリアの熱中症情報

報の提供やメール配信サービスを利用できる熱中症予防情報サイトを開設しており、今後、このサービスを市のホームページなどで市民にも分かりやすく紹介し、利用促進を図っていききたいと考えている。

本市においては、平成28年度から運用を開始したアプリ「防災情報さいじょう」を利用した情報提供やメール配信サービス、また防災行政無線の利用も考えられるが、その運用の可能性については、関係部署と協議していきたい。

更に、一時避難場所の設置については、熱中症対策のため、その施設を利用する目的がなくても、気軽に休息できるコーナーを設置することは、市民の健康を守る上で大切なことであると考えている。そのため、現在も、市内の保健センターや福祉センターでは休憩スペースを設置し、水分補給や体調不良の申し出があれば保健師などが対応することとしているため、今後、広報紙などを活用し保健センターや福祉センターの気軽な利用についても案内していきたい。

公明党
西条市議員

一般質問

地域防災力の

向上を目指して！

問 平成25年の災害対策基本法の改正において、

地区における自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されたが、本市では地区防災計画の策定に向け、どのように取り組んでいるのか。

答 地区防災計画制度は、地域コミュニティごとに効果的な防災活動が実施できるよう、地区の特性、実情などを踏まえた実践的な計画策定を行い、地域防災力を向上させることを目的としている。

現在、本市では、地区防災計画の策定実績がないため、まずは小学校区単位の防災計画から策定し、最終的には自主防災組織単位での計画策定



先進地研修の様子

が必要であると考えている。

平成28年度には、橋校区連合自治会から地区防災計画策定について申し出があったことから、市内最初のモデル地区としての計画策定に向け、先進地研修を行うなど準備を進めているところである。

今後は、他の地区の参考となるよう、これらの取組状況をお知らせし、地域コミュニティにおける更なる共助の促進に努めたい。

食品ロス削減に向けた

啓発活動の実施を！

問

学校給食や食育・環境教育などを通して食品ロス削減の啓発を進めるべき

ではないか。

答

小・中学校では、給食を作ってくれた人への感謝の気持ちを表す集会やリクエスト給食の実施により、好き嫌いをなく食べることの大切さを指導している。また、配膳の際は、子どもたちにつき分けた後、個人が食べられる量に合わせて増減し、残食を減らす指導もしている。

保護者に対しては、給食だよりや保健だよりなどで食の大切さについて啓発するとともに、給食試食会などを実施し、栄養バランスを考慮した学校給食の良さを実感していただける場を設けている。

こうした取組の結果、小・中学校における給食の残食に関するアンケートでは、ほとんどの学校が「全く残食がない」「残食が少量」と回答しており、各校で食品ロスの削減に向けた取組が浸透している。

今後、子どもたちへの指導のほか、保護者にも食べ物の大切さを積極的に啓発し、家庭における食品ロスの削減にもつなげていきたい。